

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者の選定についての調査審議	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで		三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者の選定についての調査審議	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
						三田市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定により実施する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議	調査審議事項ごとに5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
教育委員会	省略				教育委員会	省略			
	三田市生徒指導等問題対策委員会	(1) 生徒指導等に関する事項についての調査審議 (2) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議	7人以内	2年		三田市生徒指導等問題対策委員会	(1) 生徒指導等に関する事項についての調査審議 (2) いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議	7人以内	2年
						三田市生徒指導等事案調査	(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項	調査審議事項ごと	諮問に係る審議が

						委員会	の重大事態に該当する事案であつて、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議 (2) その他生徒指導等に関する事案であつて、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議	に5人以内	終了するまで
省略					省略				
以下省略					以下省略				

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

現行		改正案	
第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)		第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
省略		省略	
学校薬剤師	年額 93,500円	学校薬剤師	年額 93,500円
		三田市生徒指導等 事案調査委員会	委員長(会議に出席する場合) 日額 15,500円
			委員(会議に出席する場合) 日額 15,000円
			委員長、委員(調査等を行う場合)及び調査員 日額90,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額
		三田市いじめ問題 再調査委員会	委員長(会議に出席する場合) 日額 15,500円
			委員(会議に出席す 日額 15,000円

省略	

	<u>る場合)</u>	
	<u>委員長、委員(調査等を行う場合)及び調査員</u>	<u>日額90,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額</u>
省略		